

要保存

令和 8 年度 さいたま市立文蔵小学校

P T A 定期総会資料

期 日 令和 8 年 5 月 22 日 (金)

総 会 議 題

1. 令和 7 年度活動報告並びに決算報告及び承認の件
2. 令和 8 年度本部役員・監査・PTA 役員一覧
3. 令和 8 年度活動計画
4. 令和 8 年度歳入歳出予算書
5. PTA 会則
6. PTA 細則

ご意見・ご質問は、P T A 本部のメールアドレスまでご連絡ください。

<buzopta.info@gmail.com>



議題 1. 令和 7 年度活動報告並びに決算報告及び承認の件

(1) 令和 7 年度文蔵小学校 PTA 活動報告

本 部	・役員会 ・定期総会（書面） ・会計監査 ・歳入歳出決算書、並びに予算書作成 ・PTA だより発行 ・運動会等の学校行事に協力 ・下校時パトロールの調整 ・青少年育成会各事業に協力 ・サポーター募集、活動調整 ・文蔵小学校避難所運営委員会に所属 ・文蔵小まつり協賛 ・卒業記念贈答品手配等 ・その他
一般会員	・下校時パトロール ・その他
サポーター	・付き添い登校・下校 ・運動会の受付・誘導等 ・緑化活動 ・朝の登校見守り活動 ・文蔵小学校避難所運営委員会への所属 ・青少年育成会による防犯パトロール等 ・その他

令和7年度PTA運営費の部 歳入歳出決算書

令和8年4月16日
さいたま市立文蔵小学校PTA

1. 歳入の部

単位:円

項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	比較増減 (減△)	摘 要
会費	1,683,000	1,376,100	△ 306,900	{300円+(200円×11ヶ月)}×(521家庭+30職員) 転出入差額
繰越金	1,141,091	1,141,091	0	前年度繰越金
臨時収入	0	35,318	35,318	文蔵子ども会寄付金+文蔵子ども会口座解約利息金
その他	0	500	500	希望者名札代
雑収入	15	2,803	2,788	銀行利息
計	2,824,106	2,555,812	△ 268,294	

2. 歳出の部

単位:円

目	節	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	比較増減 (減△)	摘 要
会議費	会議費	0	0	0	会計監査、会議等
需用費	消耗品費	200,000	66,012	△ 133,988	事務用消耗品
	通信費	100,000	60,856	△ 39,144	郵送代・Wi-Fi通信費等
	渉外費	170,000	119,936	△ 50,064	転退職職員記念品代、慶弔一般等
活動費	本部費	10,000	1,588	△ 8,412	本部活動費
	成人教育部費	8,000	0	△ 8,000	各種講習会等
	広報部費	110,000	0	△ 110,000	広報紙発行
	校外指導部費	4,000	0	△ 4,000	安全保護者の会交通費等
	音楽事業協力費	30,000	5,000	△ 25,000	音楽会、楽器運搬費、金管バンド協力金
活動補助費	活動補助費	30,000	13,698	△ 16,302	活動補助費
福祉費	福祉費	350,000	269,460	△ 80,540	卒業記念品、入学記念品
特別支援費	特別支援費	0	0	0	さいたま市特別支援教育振興会協力金
負担金	負担金	100,000	28,900	△ 71,100	P連各種負担金、育成会・子ども会負担金等
	市P協活動総合補償	60,000	44,009	△ 15,991	さいたま市PTA協議会PTA活動総合補償制度
諸費	諸費	140,000	68,584	△ 71,416	印刷機保守費、外部印刷代等
	備品積立金	200,000	200,000	0	備品積立金
	特別事業積立金	400,000	200,000	△ 200,000	周年行事積立金
教育振興費	学校行事協力費	240,000	155,320	△ 84,680	入学式 卒業式花代 運動会各学校行事諸費用 等
	児童活動補助費	185,000	0	△ 185,000	児童会活動 小学生新聞 児童派遣交通費補助 等
	環境緑化費	110,000	72,800	△ 37,200	花 苗 プランター 土 等
	需用費	155,000	8,255	△ 146,745	修繕用部品 消耗品 等
	研究費	82,000	0	△ 82,000	研修用書籍 等
	渉外費	110,000	0	△ 110,000	地域団体会議費 学校協力者謝礼 等
	諸費	5,500	0	△ 5,500	支払い手数料 等
予備費	予備費	24,606	0	△ 24,606	
計		2,824,106	1,314,418	△ 1,509,688	

3. 差引残高 2,555,812円-1,314,418円=1,241,394円 (令和8年度に繰り越します。)

3.周年行事積立金

項目		令和7年度 決算額	項目		令和7年度 決算額	摘要
収入	前年度繰越金	3,032,379	支出		0	
	積立金	200,000			0	
	利息	4,952			0	
収入合計		3,237,331	支出合計		0	

積立金 3,237,331円は、令和8年度へ繰り越します。

4.備品積立金

項目		令和7年度 決算額	項目		令和7年度 決算額	摘要
収入	前年度繰越金	713,208	支出			
	積立金	200,000			0	
	利息	1,160			0	
収入合計		914,368	支出合計		0	

積立金 914,368円は、令和8年度へ繰り越します。

上記の通り報告いたします。

さいたま市立文蔵小学校PTA副会長

令和8年3月31日

大澤 邦弘

本決算は、監査の結果正当なものと認めます。

PTA会計監査

令和8年4月16日

浪越 小織

PTA会計監査

鈴木 秀美

(3) 資源回収・文蔵小まつり等へのご協力御礼と会計報告

令和7年度の資源回収は6月までございますが、収支報告は、4月から3月までの期間の内容について、下記のとおり、報告させていただきます。

記

<u>1.収入の部</u>	(単位 円)	<u>2.支出の部</u>	(単位 円)
前年度よりの繰越金	1,634,639	学校図書館事業協力金	99,039
団体資源回収運動補助金 (さいたま市より 1kg=5.0円)	78,300	文蔵小まつり準備費、物品購入費	152,919
文蔵小まつり収益金	63,000	小銭入出金手数料	1,650
銀行利息	2,561		
収入合計	1,778,500	支出合計	253,608

3.差引残高 ¥1,778,500 － ¥253,608 ＝ ¥1,524,892 (令和8年度に繰り越します。)

※令和7年度の文蔵小まつり開催に際し、準備・物品購入のために活用させていただきました。

収益につきましては、今後も先生方と御相談の上、有効な使い道を考えさせていただきたいと存じます。ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

議題 2. 令和 8 年度 文蔵小学校 PTA 本部役員・監査・PTA 役員一覧

この度、令和 8 年度本部役員候補者を選考いたしましたので、以下のとおり、報告させていただきます。

※『さいたま市立文蔵小学校 PTA 細則』より

第 2 章 第 4 条 新旧役員は、定期総会において承認され交代する。

○令和 8 年度本部役員候補者

P T A 会長候補	もりもと 森本 たかひろ 宗弘
P T A 副会長候補	ふくだ 福田 ありき 有紗
P T A 書記候補	ふくやま 福山 なつき 奈月
P T A 書記候補	わたなべ 渡辺 ふみこ 文子
P T A 会計候補	こもりや 小森谷 まきこ 麻希子
P T A 会計候補	くろさわ 黒澤 なおこ 直子

※『さいたま市立文蔵小学校 PTA 会則』より

第 5 章 第 1 3 条 1. 監査は会長が委嘱し、総会の承認をうける。任期は一年とし、補欠の任期は前任者の
残任期間とする。

○令和 8 年度会計監査

すずき 鈴木	ひでみ 秀美
こう 高	あい か 愛娃

○令和 8 年度顧問

関口 俊	飯田 嘉翁	薄田 崇
------	-------	------

○令和 8 年度相談役

おおさわ 大澤	くにひろ 邦弘
いしかわ 石川	いく え 郁恵

議題 3. 令和 8 年度文蔵小学校 PTA 活動計画

本 部	・役員会 ・定期総会（書面） ・会計監査 ・歳入歳出決算書、ならびに予算書作成 ・PTA だより発行 ・運動会等の学校行事に協力 ・下校時パトロールの調整 ・青少年育成会各事業に協力 ・サポーター募集、活動調整 ・文蔵小学校避難所運営委員会に所属 ・文蔵小まつり共催 ・その他
一般会員	・下校時パトロール ・その他
サポーター	・付き添い登校・下校 ・朝の見守り活動 ・運動会の受付・誘導等 ・緑化活動 ・防犯パトロール ・文蔵小学校避難所運営委員会への所属 ・その他

※その他、会員は学校より依頼があった事業に対して協力する。

議題4. 令和8年度PTA運営費の部 歳入歳出予算書

令和8年4月16日
さいたま市立文蔵小学校PTA

1. 歳入の部

単位:円

項目	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	比較増減 (減△)	摘 要
会費	1,683,000	1,102,000	△ 581,000	{240円+(160円×11ヶ月)}×(521家庭+30職員)※
繰越金	1,141,091	1,241,394	100,303	前年度繰越金
雑収入	15	2,500	2,485	銀行利息
計	2,824,106	2,345,894	△ 478,212	

2. 歳出の部

単位:円

目	節	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	比較増減 (減△)	摘 要
会議費	会議費	0	0	0	会計監査、会議等
需用費	消耗品費	200,000	200,000	0	事務用消耗品
	通信費	100,000	100,000	0	郵送代・Wi-Fi通信費等
	渉外費	170,000	170,000	0	転退職職員記念品代、慶弔一般等
活動費	本部費	10,000	10,000	0	本部活動費
	成人教育部費	8,000	8,000	0	各種講習会等
	広報部費	110,000	110,000	0	広報紙発行
	校外指導部費	4,000	4,000	0	安全保護者の会交通費等
	音楽事業協力費	30,000	30,000	0	音楽会、楽器運搬費、金管バンド協力金
活動補助費	活動補助費	30,000	30,000	0	活動補助費
福祉費	福祉費	350,000	350,000	0	卒業記念品、入学記念品
特別支援費	特別支援費	0	0	0	さいたま市特別支援教育振興会協力金
負担金	負担金	100,000	40,000	△ 60,000	P連各種負担金、育成会負担金等
	県PTA安全互助会会費	60,000	75,000	15,000	埼玉県PTA安全互助会会費
諸費	諸費	140,000	140,000	0	印刷機保守費、外部印刷代等
	備品積立金	200,000	200,000	0	備品積立金
	特別事業積立金	400,000	200,000	△ 200,000	周年行事積立金
教育振興費	学校行事協力費	240,000	240,000	0	入学式 卒業式花代 運動会各学校行事諸費用 等
	児童活動補助費	185,000	100,000	△ 85,000	児童会活動 小学生新聞 児童派遣交通費補助 等
	環境緑化費	110,000	110,000	0	花 苗 プランター 土 等
	需用費	155,000	80,000	△ 75,000	修繕用部品 消耗品 等
	研究費	82,000	30,000	△ 52,000	研修用書籍 等
	渉外費	110,000	90,000	△ 20,000	地域団体会議費 学校協力者謝礼 等
	諸費	5,500	5,500	0	支払い手数料 等
予備費	予備費	24,606	23,394	△ 1,212	
計		2,824,106	2,345,894	△ 478,212	

※議題5. PTA会則第9章記載の通り、PTA会費を年額2,000円としています。

議題5. さいたま市立文蔵小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、さいたま市立文蔵小学校PTAと称し、事務所を同小学校内におく。

第2章 目的と活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力し、家庭と社会における児童の幸福な成長をはかり、併せて会員相互の親睦修養を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
2. 児童の生活環境をよくし、公教育費を充実することに努める。
3. 児童の教育ならびに福祉に必要な研究と調査を助成し、そのために活動する他の団体及び機関と協力する。
4. 教育向上に必要な印刷物の発行、会合、成人講座の開催、見学及びレクリエーションを行う。
5. その他本会の目的を遂げるために、必要な活動をする。

第4条 本会の活動の一部は、原則として総会や役員会で協議決定された事項に基づき、会員からサポーターを募って実施する。

全ての活動は、会員相互の支えあいによって成り立つ。

第3章 会員

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 文蔵小学校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる保護者。
2. 文蔵小学校の教職員。

第4章 役員

第6条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長若干名、書記2名、会計2名

第7条 役員は会員からの自薦又は他薦で選出され、総会で承認される。

第8条 会長は、次の職務を行う。

1. この会を代表し、会務を総理する。
2. 総会を招集する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故等がある時はその職務を代行する。

第10条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し、記録、通信及びその他の書類を保管する。
2. 会議で決定された事項の処理について進行の連絡を図り、この会の庶務を行う。

第11条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会で決定された予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会等で会計報告をする。
2. 定期総会において、監査を経た決算の報告をする。

3. この会の財産を管理し、予算の立案について協力する。

第12条 役員の任期

1. 役員の任期は、二年とする。但し、会長に限っては、任期を一年とする。
再任は妨げず、会長、会長以外共に次の任期は、一年とする。
補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は任期満了後において、委員の選出に該当しない。但し、立候補は妨げない。

第5章 監査

第13条 この会の経理を監査するために、若干名の監査をおく。

1. 監査は会長が委嘱し、総会の承認をうける。任期は一年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。
2. 監査は必要に応じ、随時この会の会計監査を行うことができる。

第6章 顧問

第14条 この会に、顧問をおくことができる。顧問はこの会に特に功労のあった者で、年度の初めに会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第7章 相談役

第15条 この会に、相談役をおくことができる。相談役はこの会の本部役員であった者で、年度の初めに会長が委嘱する。相談役は会長の諮問に応じ、運営に関わる意見を述べることができる。

第8章 総会

第16条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高機関とする。

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第18条 定期総会は、年度当初に開催する。臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めた時、又は会員の十分の一以上が要求した時に開催する。

第19条 総会の議長は出席会員の中より選出し、決算の承認、予算事業計画及び役員の承認を行う。

第20条 総会の議決は、招集または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。
招集の場合は出席者の過半数、書面の場合は会員の過半数によって決める。

第21条 校長はこれに出席し、意見を述べることができる。

第9章 経理

第22条 この会の活動に要する経費は会費、寄付金及びその他の収入により支弁される。

第23条 会費は、一世帯年額2,000円とする。（初月240円、以降11か月160円）

第24条 転出等で退会する場合には、退会日を起点に会計年度末にあたる3月末までの会費を月割り計算で、会員に返金する。

第25条 転入等で年度の途中で加入する場合には、加入日を起点に会計年度末にあたる3月末までの会費を月割り計算で、会員から集金する。

第26条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第27条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第28条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 附則

第29条 この会の運営に必要な細則の改廃を行った時は、次期総会に報告し承認を受けなければならない。

第30条 この会則は総会において、出席者の3分の2（書面の場合は会員の3分の2）以上の賛成が無ければ、改正することはできない。

附則

この会則は、昭和47年5月21日より実施する。

昭和48年5月13日より 一部改正実施する。

昭和49年5月18日より 一部改正実施する。

昭和50年5月17日より 一部改正実施する。

昭和52年5月14日より 一部改正実施する。

昭和53年3月 8日より 一部改正実施する。

昭和55年5月17日より 一部改正実施する。

昭和56年5月16日より 一部改正実施する。

昭和58年5月 7日より 一部改正実施する。

昭和61年5月10日より 一部改正実施する。

平成 元年5月13日より 一部改正実施する。

平成 3年5月11日より 一部改正実施する。

平成 5年5月19日より 一部改正実施する。

平成 6年5月20日より 一部改正実施する。

平成 7年5月10日より 一部改正実施する。

平成 9年5月15日より 一部改正実施する。

平成14年5月17日より 一部改正実施する。

平成22年5月14日より 一部改正実施する。

平成23年5月13日より 一部改正実施する。

平成25年3月13日より 一部改正実施する。

平成26年3月13日より 一部改正実施する。

平成27年3月10日より 一部改正実施する。

平成27年5月14日より 一部改定実施する。

平成29年5月11日より 一部改正実施する。

平成30年5月10日より 一部改正実施する。

令和 元年5月 9日より 一部改正実施する。

令和 4年5月12日より 一部改正実施する。

令和 5年6月 1日より 一部改正実施する。

令和 6年5月13日より 一部改正実施する。

令和 7年5月23日より 一部改正実施する。

令和 8年5月22日より 一部改正実施する。

議題 6. さいたま市立文蔵小学校 P T A 細則

第 1 章 方針

- 第 1 条 この会の活動は、教育を趣旨とする民主団体として、次の方針に従う。
1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
 2. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 3. 学校の人事、その他管理に干渉しない。
 4. 細部の運用については、PTA 役員会にて決定するものとする。

第 2 章 役員及び顧問

- 第 2 条 次年度の役員候補者の選出にあたっては、必要に応じて選考委員会をおく。
- 第 3 条 次年度の役員候補者は、会員からの自薦又は他薦にて選出される。
- 第 4 条 新旧役員は、定期総会において承認され交代する。
- 第 5 条 会長に欠員を生じた時は、副会長の中から選出し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第 6 条 会長以外の役員及び監査に欠員を生じた時は、会長がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 7 条 会長は、本人が希望する場合退任後顧問に委嘱され、会長に準じた待遇を与えられる。
- 第 8 条 役員選出については、立候補・推薦を基本とするが、やむを得ずに定数に満たない場合は必要に応じて公平な方法（抽選等）によって選出する場合がある。

第 3 章 慶弔規定

- 第 8 条 P T A 会員の慶弔に対し次のように定める。（平成 9 年 5 月 1 5 日より施行）
- | | | | |
|----|-----|---------------------------------|-----------------------|
| 1. | 慶事 | 教職員の結婚・出産 | 5,000 円 |
| 2. | 弔辞 | A) 教職員の場合 本人・配偶者・家族（直系尊属）の死亡 | 5,000 円 |
| | | B) 会員の場合 本人の死亡 | 5,000 円 |
| | | C) 児童の場合 本人の死亡 | 5,000 円 |
| 3. | 見舞い | 教職員 本人の病気（1 ヶ月以上又は入院）・火災、その他の災難 | 5,000 円 |
| 4. | 転退職 | 教職員 （1）1 年在職又は 1 年未満 | 2,000 円 |
| | | （2）2 年以上 1 年増すごとに | 1,000 円 但し 10,000 円まで |
- 上記の他は、役員会で決定する。なお、返礼の金品は、無用とする。

第 4 章 個人情報の取扱規定

- 第 9 条 個人情報保護法に基づく取り扱いに関しては、別紙に定める。

別紙（第9条関係）

さいたま市立文蔵小学校PTA細則 個人情報の取扱規定

第1条 文蔵小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

1. PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
2. PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。
3. PTAにおける個人情報の取扱者は、PTA役員とする。
4. 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
5. PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
6. 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。
 - (1) 会費集金
 - (2) 会員名簿、役員 監査 委員一覧表、サポーター名簿、下校時パトロール表の作成・管理・運用
 - (3) PTA活動の出席名簿作成（保険事務）、選考委員会役員選出名簿作成
 - (4) 委員活動、サポーター活動に関する連絡、文書配付
7. PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
8. 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
9. 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても、暗号化やパスワードを施す等の管理を適正に行うこととする。紙媒体に記載されたものは、鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を、適正に行うこととする。
10. 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
11. 個人情報を第三者に提供した時は、事項について記録を作成し、保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供する対象者の氏名
 - (3) 提供する情報の項目
 - (4) 提供する対象者の同意を得ている旨
12. 第三者から個人情報の提供を受ける時は、次の事項について記録を作成し、保存する。
 - (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
13. PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
14. 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。
15. PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について、研修を実施するものとする。
16. PTAは、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

参考 文蔵小学校 PTA 組織図と全体の関係図

